



発行 東京都

目次

30

規則

- 東京都文書管理規則の一部を改正する規則……………(総務局総務部文書課…)
- 東京都公印規程の一部を改正する規則……………(同)…
- 外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面又はその写しの閲覧に関する規則の一部を改正する規則……………(総務局行政改革推進部行政改革課…)
- 東京都地方独立行政法人評価委員会規則の一部を改正する規則……………(同)…
- 東京都震災復興本部の設置に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(総務局総合防災部防災管理課…)
- 東京都国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例施行規則の一部を改正する規則……………(同)…
- 東京都新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則の一部を改正する規則……………(同)…
- 東京都災害対策本部条例施行規則の一部を改正する規則……………(総務局総合防災部防災対策課…)

規則

東京都文書管理規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第百十三号

東京都文書管理規則の一部を改正する規則

東京都文書管理規則(平成十一年東京都規則第二百三十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「戦略政策情報推進本部」を削る。

附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

東京都公印規程の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第百十四号

東京都公印規程の一部を改正する規則

東京都公印規程(昭和二十八年東京都規則第百五十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「戦略政策情報推進本部長」を削る。

第十一条第四項中「公印照合・押印欄」の下に「署名し、若しくは」を加える。

別表第一 四の部12の項中「財務局」の下に「デジタルサービス局」を加え、同部12の2の項用途の欄中「戦略政策情報推進本部」を削り、同項公印管理者の欄中

都民安全推進本部は総合推進部

総務課長

戦略政策情報推進本部は戦略事業部総務課長

を 都民安全推進本部は総合推進部

総務課長

に改める。

附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面又はその写しの閲覧に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第百十五号

外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面又はその写し

の閲覧に関する規則の一部を改正する規則

外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面又はその写しの閲覧に関する規則(平成十一年東京都規則第五十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「行政改革推進部」を「総務部グループ経営戦略課」に改める。

第三条を削る。

第四条第一項中「資格書面」を「政令第七十四条の四十九の二十五第一項の包括外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面又はその写し(以下「資格書面」という。)」に改め、同条を第三条とする。

第五条中「前三条」を「前二条」に改め、同条を第四条とする。

別記様式を削る。

附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

東京都地方独立行政法人評価委員会規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第百十六号

東京都地方独立行政法人評価委員会規則の一部を改正する規則

東京都地方独立行政法人評価委員会規則(平成十七年東京都規則第九十二号)の一部を次のように改正する。

第四条中「行政改革推進部行政改革課」を「総務部グループ経営戦略課」に改める。

附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

東京都震災復興本部の設置に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

●東京都規則第百十七号

東京都震災復興本部の設置に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都震災復興本部の設置に関する条例施行規則(平成十年東京都規則第二百六十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「戦略政策情報推進本部」を削る。

別表戦略政策情報推進本部の項を削り、同表財務局の項の次に次のように加える。

デジタルサービス局	一 震災復興に係る基盤システムの維持に関すること。
-----------	---------------------------

附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

東京都国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第百十八号

東京都国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例施行規則の一部を

改正する規則

東京都国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例施行規則(平成十八年東京都規則第百八号)の一部を次のように改正する。

別表第一戦略政策情報推進本部の項を削り、同表財務局の項の次に次のように加える。

デジタルサービス局	デジタルサービス局長	一 基盤システムの維持に関すること。 二 武力攻撃災害時における他局の応援に関すること。
-----------	------------	---

附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

東京都新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第百十九号

東京都新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則の一部を改正する規則

東京都新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則（平成二十五年東京都規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第十条第四号中「指示」を「命令」に改める。

別表第一戦略政策情報推進本部の項を削り、同表総務局の項第七号中「指示」を「命令」に改め、同表財務局の項の次に次のように加える。

デジタルサー ビス局	デジタルサー ビス局長	一 基盤システムの維持に関すること。 二 新型インフルエンザ等の発生時における 他の局の応援に関すること。
---------------	----------------	---

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

東京都災害対策本部条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第百二十号

東京都災害対策本部条例施行規則の一部を改正する規則

東京都災害対策本部条例施行規則（昭和三十八年東京都規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項の表戦略政策情報推進本部（戦略政策情報推進本部長）の項を削り、同表財務局（財務局長）の項の次に次のように加える。

デジタルサービス局（デジタルサービス局長）

一 基盤システムの維持に関すること。

二 災害時における他の局の応援に関すること。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む。)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

